

米代東部森林管理署上小阿仁支署団体交渉（全国林野関連労働組合上小阿仁支署分会）

議 事 要 旨

- 日 時 平成23年10月20日（木） 13:45～14:45
- 場 所 米代東部森林管理署上小阿仁支署 入札所
- 出席者 米代東部森林管理署上小阿仁支署（当局） 5名
林野労組上小阿仁支署分会（組合） 5名

国有林野事業の一般会計化に伴う労働条件について

- 組合) 国有林野事業の「使命・役割」を果たすため、一般会計へ早期移行させ、現行体制の拡充を行うなど体制の確立を図ること。
- 当局) 当支署が管内の国有林を管理経営する重要な使命・役割を果たしていると認識している。
- 組合) 一般会計予算の事業費を拡充させ、債務の区分経理と事業に影響しない返済処理を検討すること。
- 当局) 債務の取扱いについては、中央段階における今後の検討の推移を注視していきたい。
- 組合) 抜本改革の枠組みを守ることを基本に、組織・要員すべてを移行させるとともに、組織機構の現行体制維持、要員規模の維持と地域に精通した技術職員の配置、労働条件の維持・向上を検討すること。
- 当局) 抜本改革の枠組みを守ることを基本であると認識している。また、支署の役割・現場精通者の重要性についても認識している。
- 組合) 一般会計への移行に当たっては、労使合意を前提として円満解決に努力すること。
- 当局) 労働条件などの検討状況については、様々な場を通じて、適切に議論・疎通し、円満解決に向け、引き続き最大限努力し対応していく考えである。
また、一般会計化に向けた検討は中央段階で進められており、要求内容については決定権限がないことから、組合から出された意見については、当支署の業務の実態も踏まえながら上局に進達して参りたい。